

資料編

環境確保条例(温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度)

気候変動の危機を回避するため、都は、早期に大幅な CO_2 排出量削減を目指す取組として、 2010 年度に、都内大規模事業所に CO_2 排出量の削減を義務付ける「キャップ&トレード制度」を開始しました。

東京の特徴として、オフィスビル等の業務部門の消費エネルギーが全体の約4割と大きく、この分野での削減が極めて重要であることから、工場などの産業部門に加えて、業務部門をも対象とする都市型のキャップ&トレード制度を導入しました。これは、我が国初の制度であると同時に、世界初の都市型キャップ&トレード制度です。

制度の対象事業所は、削減義務を達成するため、自らの事業所での削減対策に加え、排出量取引で他の事業所の削減量等を調達することにより、経済合理的に対策を推進できる仕組みになっています。

2016年9月末に第1計画期間の義務履行の期限を迎え、全ての対象事業所が総量削減義務を達成しています。

キャップ&トレード制度の概要

対象事業所	年間のエネルギー使用量(原油換算)が 1,500kL 以上の事業所
削減計画期間	第 1 計画期間: 2010~2014 年度
	履行期限:2016年9月末
	第2計画期間:2015~2019年度
	履行期限:2021 年9月末
基準排出量	2002 年度から 2007 年度のうち連続する 3 か年度平均
削減義務率(5年平均)	第 1 計画期間:オフィスビル等 8%、工場等(下水道施設) 6%
	第2計画期間:オフィスビル等 17%、工場等(下水道施設) 15%
推進体制	統括管理者、技術管理者の選任義務
不遵守時の措置	削減義務未達成の場合「義務不足量×1.3 倍」の削減命令
	⇒命令違反の場合 罰金、違反事実の公表等

東京都環境局のホームページより作成

当局の対象施設 22 事業所 (平成 29 年 3 月現在)

- ・水再生センター・スラッジプラント(19事業所) 芝浦、三河島、砂町(東プラ含む)、有明、中川、小菅、葛西、落合、中野、みやぎ、 新河岸、浮間、森ヶ崎(南プラ含む)、北一、北二、多摩上(八王子含む)、南多摩、 浅川、清瀬
- ・ポンプ所(3事業所)芝浦ポンプ所、篠崎ポンプ所、東糀谷ポンプ所

アースプラン 2010 の取組により、第 1 計画期間の総量削減義務を達成することができました。第 2 計画期間の総量削減義務を達成するために、引き続き、より効果的な温室効果ガス排出量の削減対策を実施していきます。